



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	1
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認 (会計管理課)	1
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・26掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2
○高知県選挙管理委員会委員の補欠 (4・1掲示)	2

告 示

高知県告示第239号

室戸市吉良川町の一部、安芸郡北川村竹屋敷の一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区及び幡多郡黒潮町灘の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
 - 室戸市
 - 北川村
 - 馬路村
 - 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
 - 室戸市吉良川町の一部
令和4年度及び令和5年度

- 北川村竹屋敷の一部地区
令和元年度から令和3年度まで
- 馬路村馬路の一部地区
平成28年度及び平成29年度
- 黒潮町灘の一部地区
平成30年度及び令和元年度

3 成果の名称

- 室戸市地籍図及び地籍簿
- 北川村地籍図及び地籍簿
- 馬路村地籍図及び地籍簿
- 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和8年4月10日

高知県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木 字キムラ388番4	前	6.8 }	11
	後	7.5 }	11
		18.2	

高知県告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村下ノ加江
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村狼内字 タチバナ谷山1288番 10	前	3.3 }	29
	後	4.6 }	29
		5.4	

高知県告示第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1746番9	6.00	82.10	
	1746番9地 先里道・水路	5.00	15.82	
吾川郡いの 町波川字タ テ原成山地	1717番4	5.00	24.86	

高知県告示第243号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市上町二丁目6番23号
一般社団法人高知県交通安全協会
会長 前田 賀彦
- 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 室戸市室戸岬5523-1 室戸警察署内
一般社団法人高知県交通安全協会

(変更後) 室戸市室津7番地 室戸警察署内
一般社団法人高知県交通安全協会

3 変更承認年月日
令和8年3月29日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画（南国伊達野第2産業団地地区計画）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,295人である。

令和8年3月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、160,789人である。

令和8年3月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月26日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	88,174人
室戸市・東洋町選挙区	3,918人
安芸市・芸西村選挙区	5,486人
南国市選挙区	12,753人
土佐市選挙区	7,152人
須崎市選挙区	5,368人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	6,921人
土佐清水市選挙区	3,402人
四万十市選挙区	8,901人
香南市選挙区	9,050人
香美市選挙区	6,939人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,722人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,856人
吾川郡選挙区	7,315人
中土佐町・榑原町・津野町・四万十町選挙区	8,348人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,098人
黒潮町選挙区	2,849人

高知県選挙管理委員会告示第71号

高知県選挙管理委員会委員中川香代が委員を退職したことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、令和8年4月1日付けで次の者を高知県選挙管理委員会委員に補欠した。

令和8年4月1日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

氏名	住所	摘要
山崎 由幸	高知市南金田8番7-802号	委員